

☆許可基準

具体的な基準は次のとおり、原則としてアからキまでのいずれかに該当する場合は許可することができない。(法第3条第2項、令第6条第2項)

ただし、イ又はエの場合に使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、法第3条第3項各号の要件をすべて満たすときは、農業委員会は、権利の設定を受けた者が、毎年、その農地等の利用状況を農業委員会に報告する旨の条件を付けて例外的に許可をすることができる。(法第3条第3項)

- ア 必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、取得農地等を含むすべての農地等を効率的に利用して耕作すると認められない場合(法第3条第2項第1号) = 不耕作目的の取得制限
- イ 農地所有適格法人以外の法人が第1号に規定する権利を取得する場合(第2号)
- ウ 信託の引受けにより第3号に規定する権利を取得する場合(第3号)
- エ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が必要な農作業に常時従事すると認められない場合(第4号)
- オ 農地等につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を転貸する場合(第6号)
- カ 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合(第7号)

・賃借権等に限るイ又はエの例外要件(法第3条第3項各号)

※全て満たすこと

- (1) 農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。(法第3条第3項第1号)
- (2) 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。(第2号)
- (3) 法人である場合にあっては、業務執行役員又は法施行規則第7条で定める使用人のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。(第3号)